## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	宮城県		
3. 市区町村名	白石市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshil	ki/11/	

執行機関名 白石市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関 する事務であって主務省令で定めるもの	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第3の項白石市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第19号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1宋 この宋例は、 <u>心身障害有</u> の医療質の一部を助成し、心身障害者の適正な   <u>医療機会の確保</u> 及び心身障害者の <u>経済的負担の軽減</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白石市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第19号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例第6条		
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務	心身障害者に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1	· F定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例第6条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(20歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報		

		備考

## ○白石市心身障害者医療費の助成に関する条例

平成17年9月26日 条例第19号 改正 平成20年3月3日条例第16号 平成20年6月23日条例第25号 平成21年6月25日条例第18号 平成22年3月2日条例第9号 平成24年3月5日条例第7号 平成24年6月27日条例第19号

平成26年9月22日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、<u>心身障害者</u>の医療費の一部を助成し、心身障害者の適 正な<u>医療機会の確保</u>及び心身障害者の<u>経済的負担の軽減</u>を図ることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134 号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている 者であって、その者の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する 法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に該当 するもの
  - (2) 療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。)及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級及び3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、

小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓の機能障害を有する者に限る。)に該当するもの

- 2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、心身障害者を現に 監護しているものをいう。
  - (1) 父又は母
  - (2) 父母以外の者でその心身障害者と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者(以下「養育者」という。)

(助成対象者)

- 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者を除く。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に住所を有しないが、国民健康保険法(昭和33年法律第19 2号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける者
  - (3) 市内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号)第55条第1項及び第2項の規定の適用を受ける者
  - (4) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医

療費助成制度の助成対象とならない者

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
  - (1) 20歳未満(20歳に達する月を含む。以下同じ。)の者であって、その者の保護者の前年の所得(1月から9月までに受診した心身障害者の保護者にあっては前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの
  - (2) 20歳未満の者であって、その者を監護する父若しくは母の配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含む。以下同じ。)の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治2 9年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、そ の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、扶養親族等の有 無及び数に応じて規則で定める額以上であるもの
  - (3) 20歳未満の者であって、その者の養育者の配偶者の前年の所得又 はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、そ の養育者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数 に応じて規則で定める額以上であるもの
  - (4) 20歳以上(20歳に達した月を除く。以下同じ。)の者であって、その者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるもの
  - (5) 20歳以上の者であって、その者の配偶者の前年の所得又はその者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、かつ、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるもの

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年

法律第192号)第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額を控除し、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下「一部負担金」という。)について、当該助成対象者又はその保護者に助成するものとする。

- 2 前項の規定は、助成対象者が当該療養の給付に代えて医療費を支払った 日から2年以内のものに限るものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。

(受給資格の登録)

- 第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。) を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで 有効とする。
- 3 受給資格の登録を受けた助成対象者又はその保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、更新の登録申請を行う者の同意を得た上で、 市の保有する公簿等により市長が更新の登録申請に必要な事項を確認する ことができたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者又はその保護者から 提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該助成対象者又は その保護者に通知するものとする。

(所得額の確認)

第6条 市長は、助成対象者又はその保護者から前条第1項若しくは第3項

に定める書類の提出を受けたときは、第3条第2項に定める所得の額及び 第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象 者に係る医療保険上における被保険者若しくは被扶養者及びその他市長が 必要と認める者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳及びそ の他公簿等により確認することができるものとする。

(受給者証の交付等)

- 第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象 者又はその保護者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付す るものとする。
- 2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったとき は、速やかに市長に規則で定める変更届を提出しなければならない。
- 3 受給者は、登録の有効期間の終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返還届を提出するとともに、 受給者証を返還しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けよ うとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証ととも に受給者証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の 定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事 由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成 対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定・交付)

第10条 市長は、前条の規定により受給者等から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める 通知書により当該受給者等に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供して

はならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(助成金の返納)

第13条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による 助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返 納させることができるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る 医療費から適用する。

(受給資格の登録等の特例)

2 この条例の規定により心身障害者医療費の助成の対象となる者に係る第 5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うこと ができるものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の白石市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例の規定によりなされた医療費の助成については、なお 従前の例による。

附 則(平成20年3月3日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月23日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市心身障害者医療費の助

成に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、白石市乳幼児医療費の助成に関する条例及び白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月2日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月5日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月27日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第17号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。